議題１（委員会決裁事項（規則第３条第３号））

大阪市立高等学校の大阪府への移管後の校名（仮称）について

標記について、別紙のとおり決定する。

なお、校名の正式決定については、条例により定める必要があることから、令和２年９月定例府議会に、大阪府立学校条例の一部改正の議案を提出する予定である。

令和２年８月31日

大阪府教育委員会

（別紙）

**大阪市立高等学校の大阪府への移管後の校名（仮称）**

**について**

　 ○　大阪市立の高等学校等の大阪府への移管にあたり、大阪市立高等学校（所在地：枚方市）の校名については、当該校の意見を聴き、府市で協議のうえ、府において決定するとしている。

○　令和２年７月９日付大市教委第1553号により、当該校の意見を踏まえた回答があったため、校名（仮称）案を決定。

**【校名】**

|  |
| --- |
| 大阪府立いちりつ高等学校（仮称） |

**【校名の正式決定】**

　　○　令和２年９月定例府議会に大阪府立学校条例の一部改正の議案を提出する予定。